

富山市教育委員会会議録  
令和5年11月定例会

- 1 日 時 令和5年11月27日(月曜日)  
午後 13時30分 開会  
午後 15時10分 閉会
- 2 場 所 Toyama Sakura ビル5階 中会議室
- 3 出席委員 教 育 長 宮 口 克 志  
委 員 若 林 啓 介  
委 員 高 田 健  
委 員 石 動 瑞 代
- 4 説明のために出席した者  
事務局長 砂 田 友 和  
事務局次長(総務・社会教育担当) 古 西 達 也  
事務局次長(学校教育担当)・教育センター所長 竹 脇 孝 志  
教育総務課長 青 山 哲 也  
学校再編推進課課長 山 口 雅 之  
学校施設課長 高 瀬 雅 基  
学校教育課長 福 満 弘 信  
学校保健課長 由 水 正 恵  
生涯学習課長 加 藤 孝 一  
教育センター所長代理 荒 瀬 誠  
郷土博物館長 坂 森 幹 浩
- 5 職務のため会議に出席した事務局職員  
教育総務課主幹 仙 石 正 明  
学校教育課主幹指導主事(生活指導係長) 只 石 展 英  
教育総務課長代理(管理係長) 塚 本 紘 己  
教育総務課主査 渡 邊 藍 子  
教育総務課主任 廣 岡 洋 子
- 6 傍聴人数 0人

## 7 付議案件

### (1) 議案

- 議案第51号 令和5年12月市議会定例会に付議する令和5年度補正予算案に対する教育委員会の意見について
- 議案第52号 特定事業変更契約締結（（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業）に関する教育委員会の意見について
- 議案第53号 富山市立学校設置条例の一部改正に関する教育委員会の意見について

### (2) 報告事項

- 報告事項30 富山市教育振興基本計画（案）について
- 報告事項31 被害生徒の保護者から提出された富山市立北部中学校におけるいじめ重大事態に関する調査結果に係る所見について
- 報告事項32 令和6年度富山市立中学校学校選択制 通学区域外からの入学希望者数及び抽選実施校について

### (3) その他

- その他21 富山市郷土博物館企画展「とやまの文学」

## 8 会議の要旨

### 【開会】

- [教育長] 開会を宣言する。  
本日は、藤井委員が欠席であるが、教育長及び委員の過半数が出席しているため、会議は成立している。

### 【前回会議録について】

- [教育長] 10月教育委員会定例会会議録について意見等を求める。  
[各委員] (意見なし)  
[教育長] 意見なしのため、前回会議録は承認された。

### 【非公開案件について】

- [教育長] 報告事項 3 1 は、個人情報を含む案件である。よって、非公開としたいが、よろしいか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 承認を得られたので、報告事項 3 1 については非公開とし、その他 2 1 の後に行うこととする。

### 【議案第 5 1 号】

- [教育長] 議案第 5 1 号について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長外] (議案第 5 1 号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [高田委員] 4 ページの光熱水費の補正内容について、都市ガス料の上げ幅は、小学校費では 5. 3 %、中学校費では 2 0 % 以上となっている。何か理由はあるのか。
- [教育総務課長] 使用量は、昨年度よりもやや減少している。当初の予算額を決定する過程において、財政当局の査定等により、当課の要求額から変動があった影響と考える。
- [教育長] その他、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第 5 1 号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって議案第 5 1 号については原案どおり可決した。

### 【議案第 5 2 号】

- [教育長] 議案第 5 2 号について事務局から説明を求める。
- [学校再編推進課長] (議案第 5 2 号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第 5 2 号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって議案第 5 2 号については原案どおり可決した。

### 【議案第 5 3 号】

- [教育長] 議案第 5 3 号について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長] (議案第 5 3 号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第 5 3 号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって議案第 5 3 号については原案どおり可決した。

### 【報告事項 3 0】

- [教育長] 報告事項 3 0 について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長] (報告事項 3 0 について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。これまでの教育委員会定例会や総合教育会議で計画を示し、意見をいただきながら、その都度、修正等を加えて今回の素案になった。
- [石動委員] 7 ページの基本施策 (1) 主体性のある子どもの育成の下段に、「主体性」や「協調性」という言葉の記載がある。一方で、上段の令和の日本型学校教育のくだりにある「協働的な学び」と関連して「協働性」という言葉もあると思うが、主体性を持って学ぶということであれば、「協働性」が相応しいのではないか。また、計画中には、その他に「協働的」という言葉も出てくるので、これらの語句についてどのように考えているのか。イエナプラン教育においては「主体性」と「協調性」を目標とするとされているので、「協調性」を使用していると考えますが、今、富山市が進めていく方向性に合う語句は「協調性」ではなく「協働性」ではないか。
- [学校教育課長] 委員が仰る通り、イエナプラン教育の説明には、「主体性」と「協調性」が書かれている。富山市が目指す子ども像として、自分で自分の学習を作り上げていく、また物事を自分で決めて進んでいくという「主体性」がある。もう一つの目指す姿として、苦手な部分がある仲間同士がお互いに補完し合って前へ進んでいくという意味合いで、イエナプラン教育にある「協調性」が合致すると考える。文部科学省から示されている「協働的な学び」とは、言葉そのものが違う。

- [石動委員] 「協調」は皆が歩調を合わせること、「協働」は目的に向かって個々が力を発揮することという言葉のイメージがあり、「協働」が相応しいのではないかと考えたが、吟味したうえで使用しているのであればよいと思う。
- [教育長] 委員からのご指摘、また、文部科学省が「協働的な学び」という言葉を使用している点を考慮しながら、再度、検討させてもらう。
- [若林委員] 内容については、特に問題はないと思う。ただ、優先順位をもう少し考えた方がよいのではないか。50ページに記載されている「基本的な方向3 保護者や地域との連携・協働による教育力の向上」は、もっと優先順位が高くてもよいのではないか。保護者の責務という観点からすると、学校教育というある種のサービスを提供する側の意見がたくさん書かれているが、受ける側の対応も非常に重要になってくる。また、学力を最初に持つことが適切なのかという観点も考えてみる必要があるのではないか。4ページにある「2 子どもを取り巻く現状と課題」の最初に「子どもの学力」を記載しているが、学力の優先順位が低くてもよいとまでは言えないが、子どもの心や体の方が重要ではないか。さらには、5ページにある「(4) 家庭の教育力」はもっと順位を上げなければならないのではないか。いじめ防止対策推進法において、保護者の責務等が明確に書かれている。確かに同法には、教育機関の免責と解してはならないとも書かれているが、今起きているさまざまな出来事を見ている中で、これらの点については危惧している。今後の課題として、優先順位を検討してもらいたい。
- [教育総務課長] 本計画は、2ページの「計画の位置付け」に記載しているとおり、教育基本法に基づき作成する、本市の教育の振興に関する基本的な計画であり、富山市総合計画の分野別計画としての性格を有するものである。こうした基本計画や総合計画は、その性質上、現在、市として解決しなければならない課題とその対応方針をもれなく記載する必要があり、どうしても総花的なものになる傾向がある。一方、実際に事業を進める上では、すべての事業に等しく予算や人員を投入することは難しいことから、予算要求等を通じて、事業の優先度をつけていくことになる。次期計画で、優先度に基づいた記載ができるかどうかについては、改めて検討したい。
- [石動委員] 20ページにある、参考指標のいじめの解消率について、「問題行動等調査」は、学校で実施し児童生徒に質問しているのか。いじめの解消はとても難しいが、どのように判断するかが大事である。今ほどの説明によると、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーを適切に配置するということである

が、その方たちによるアセスメントを行い解消したと判断するのか、それとも学校内の教員の会議で決定するのか。学校内だけで決定するのであれば、次回の計画策定時には他の参考指標も設定することを検討されたらよい。また、外部の専門家を加えて問題行動等調査の分析をするなどを検討してはどうか。

[学校教育課長]

いじめの解消については、学校で判断している。文部科学省の指針における基準では、「いじめ行為が止んでいる状態が3か月継続している」等とされているので、これに基づき判断している。委員からいじめの解消率以外の指標を加えるというご意見をいただいたが、今まさにいじめや不登校が問題になっているので、学校が指導するときには子どもたちの声を実際に聴き、学校教育課と相談しながら、解消だけではなく未然防止についても考えていきたい。

### 【報告事項32】

[教育長]

報告事項32について事務局から説明を求める。

[学校教育課長]

(報告事項32について説明)

[教育長]

ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員]

質問等なし。

### 【その他21】

[教育長]

その他21について事務局から説明を求める。

[郷土博物館長]

(その他21について説明)

[教育長]

ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員]

質問等なし。

[教育長]

以上をもって公開案件に係わる議事は終了したが、その他質問等あるか。

[各委員]

質問等なし。

[教育長]

非公開案件に移る。傍聴、マスコミの方はご退席願う。

《以下、非公開事項のため概要のみを記載する》

【報告事項 3 1】※非公開案件

[教育長] (報告事項 3 1 について事務局から説明を求める。)

[学校教育課長] (報告事項 3 1 について説明する。)

[教育長] 以上をもって本日の会議は終了したが、その他、質問はあるか。

[各委員] 質問等なし。

【閉会】

[教育長] 閉会を宣言する。